

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第9号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則（平成15年寒川町規則12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（支援金を支給しない場合）

第2条 条例第4条の規定に基づき支援金の全部又は一部を支給しないときにおける支援金の算定は、犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)の規定の例による。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則第20条に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(以下「裁定通知」という。)の写し

第6条第2項中「傷害支援金に」を「傷害等支援金に」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「寒川町傷害支援金支給申請書」を「寒川町傷害等支援金支給申請書」に改め、同項第1号中「身体上の傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書」を「裁定通知の写し」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「支給に関する審査を行つた」を「支給の適否を決定した」に、「寒川町支援金審査結果通知書」を「寒川町支援金支給(不支給)決定通知書」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第1号様式中「第6条関係」を「第4条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第6条

第1項」を「第4条第1項」に改め、「死体検案書」の次に「・犯罪被害者等給付金支給裁定通知書」を加える。

第2号様式中「第6条関係」を「第4条関係」に、「寒川町傷害支援金支給申請書」を「寒川町傷害等支援金支給申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「第6条第2項」を「第4条第2項」に、「傷害支援金の」を「傷害等支援金の」に、「医師又は歯科医師の診断書」を「犯罪被害者等給付金支給裁定通知書」に改める。

第3号様式中「第7条」を「第5条」に、「寒川町支援金審査結果通知書」を「寒川町支援金支給(不支給)決定通知書」に、「傷害支援金」を「傷害等支援金」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。